



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和5年6月16日金曜日 第417号

◇ 目 次 ◇

| | |
|--|------------------------|
| 落札者等の告示（2件）..... | （財政課、スマート行政推進課）... 668 |
| 医療機関の指定..... | （保健福祉課）... 669 |
| 指定医療機関の変更..... | （ " ）... 669 |
| 指定医療機関の廃止の届出..... | （ " ）... 669 |
| 医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定..... | （ " ）... 669 |
| 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更..... | （ " ）... 670 |
| 指定介護機関（介護予防・日常生活支援事業者）の変更..... | （ " ）... 670 |
| 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更..... | （ " ）... 670 |
| 指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の変更..... | （ " ）... 670 |
| 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更..... | （ " ）... 671 |
| 指定介護機関（介護予防事業者）の変更..... | （ " ）... 671 |
| 指定自立支援医療機関の指定（2件）..... | （健康増進課）... 671 |
| 指定自立支援医療機関の所在地の変更..... | （ " ）... 671 |
| 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧..... | （農地整備課）... 672 |
| 保安林の指定..... | （森林整備課）... 672 |
| くろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更..... | （水産課）... 672 |
| くろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更..... | （ " ）... 672 |
| 道路の占用を制限する区域の指定..... | （道路維持課）... 672 |
| 公共測量の実施の通知..... | （ " ）... 674 |
| 土地改良区役員の就退任の届出（2件）..... | （東予地方局農村整備課）... 674 |
| 土地改良区の定款変更の認可..... | （ " ）... 674 |
| 土地改良区役員の就退任の届出..... | （中予地方局農村整備第一課）... 675 |
| 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧..... | （ " ）... 675 |
| 道路の供用開始（県道伊予松山港線）..... | （中予地方局管理課）... 675 |
| 開発行為に関する工事の完了..... | （中予地方局建築指導課）... 676 |
| 指定障害福祉サービス事業の廃止..... | （南予地方局地域福祉課）... 676 |
| 医師の指定..... | （福祉総合支援センター）... 676 |
| 指定医師の所在地の変更..... | （ " ）... 677 |
| 指定医師の辞退の届出..... | （ " ）... 677 |

公 告

| | |
|-------------------|----------------|
| 争議行為の通知の公表..... | （労政雇用課）... 677 |
| クリーニング師試験の施行..... | （業務衛生課）... 678 |

公安委員会規則

| | |
|-------------------------------------|--------------------|
| 愛媛県確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則..... | （警察本部交通指導課）... 678 |
|-------------------------------------|--------------------|

選挙管理委員会告示

| | |
|-----------------------------|------------------|
| 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... | （選挙管理委員会）... 679 |
|-----------------------------|------------------|

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第706号

次のとおり落札者を決定した。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 落札に係る特定役務の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日 |
|---------------------------------------|------------------------------------|-----------|---|--------------|----------------|----------|
| 愛媛県成果重視型政策立案プラットフォームの構築に関する開発及び運用保守業務 | 愛媛県総務部行政改革局財政課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 令和5年6月5日 | 株式会社Wiseline 松山市湊町四丁目11-4 A ONEビル3F | 966,300,000円 | 総合評価 一般競争入札 | 令和5年4月4日 |

○愛媛県告示第707号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中村時広

| 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 随意契約の相手方を決定した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 随意契約に係る契約金額 | 随意契約にした理由 |
|--------------------------------------|--|----------------|--|--------------|---|
| トライアングルエヒメ推進事業管理・運営業務（令和6年3月31日まで）一式 | 愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 令和5年4月18日 | ReGACY Innovation Group株式会社 東京都千代田区大手町2-7-1 | 247,600,000円 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による |

○愛媛県告示第708号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中村時広

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|--------------|---------------------------|----------|
| アルファ調剤薬局 駅前店 | 今治市南大門町一丁目6番地18富士火災今治ビル1階 | 令和5年5月1日 |
| テイクしもあがわ薬局 | 伊予市下吾川1002-1 | 令和5年5月1日 |
| なのはなこども医院 | 伊予市下吾川1002番1 | 令和5年5月1日 |

○愛媛県告示第710号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中村時広

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 廃止年月日 |
|----------------|-------------------|-----------|
| 医療法人青野医院 | 四国中央市土居町津根1906番地1 | 令和5年3月31日 |
| 医療法人社団日浅産婦人科医院 | 今治市立花町三丁目7-30 | 令和5年3月31日 |
| 宇都宮内科・胃腸科 | 宇和島市栄町港二丁目4番26号 | 令和5年3月31日 |

○愛媛県告示第709号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から名称を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中村時広

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 変更年月日 |
|-------------------|--------------|----------|
| （変更後） 101クリニック | 伊予郡砥部町麻生7番地5 | 令和5年4月1日 |
| （変更前） みずほ整形外科 | | |

○愛媛県告示第711号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中村時広

| 医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定訪問看護事業等を行う事業所 | | 指定年月日 |
|---------------------|-------------|-----------------|------------------|-----------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| ばりなす合同会社 | 今治市中寺771番地2 | 訪問看護ステーションばりなす | 今治市東門町5丁目13番地63号 | 令和5年4月26日 |

○愛媛県告示第712号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（居宅介護事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業を行う事業所 | | 変更年月日 |
|-------------------|------------------|-------------------------|---------------------------|-----------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 社会福祉法人西予市野城総合福祉協会 | 西予市野村町野村12号446番地 | （変更後） デイサービスセンターふれあい | （変更後） 西予市野村町野村13号288番地 | 令和4年10月1日 |
| | | | （変更前） 西予市野村町野村12号446番地 | |

○愛媛県告示第713号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防・日常生活支援事業者）から介護予防・日常生活支援事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（介護予防・日常生活支援事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防・日常生活支援事業を行う事業所 | | 変更年月日 |
|-------------------------|------------------|-------------------------|---------------------------|-----------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 社会福祉法人西予市野城総合福祉協会 | 西予市野村町野村12号446番地 | （変更後） デイサービスセンターふれあい | （変更後） 西予市野村町野村13号288番地 | 令和4年10月1日 |
| | | | （変更前） 西予市野村町野村12号446番地 | |

○愛媛県告示第714号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から名称及び居宅介護事業を行う事業所の名称を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（居宅介護事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業を行う事業所 | | 変更年月日 |
|----------------------|--------------|-------------------|--------------|----------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| （変更後） 医療法人101会 | 伊予郡砥部町麻生7番地5 | （変更後） 101クリニック | 伊予郡砥部町麻生7番地5 | 令和5年4月1日 |
| （変更前） 医療法人みずほ整形外科 | | （変更前） みずほ整形外科 | | |

○愛媛県告示第715号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関（指定訪問看護事業者等）から主たる事務所の所在地及び指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定訪問看護事業等を行う事業所 | | 変更年月日 |
|---------------------------|----------------------------|-----------------------|----------------------------|-----------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 株式会社訪問看護リハビリステーションyou too | （変更後） 上浮穴郡久万高原町久万535番地1 | 訪問看護リハビリステーションyou too | （変更後） 上浮穴郡久万高原町久万535番地1 | 令和5年3月27日 |
| | （変更前） 上浮穴郡久万高原町久万261番地2 | | （変更前） 上浮穴郡久万高原町久万261番地2 | |

○愛媛県告示第716号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から主たる事務所の所在地及び居宅介護事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中村時広

| 介護機関（居宅介護事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業を行う事業所 | | 変更年月日 |
|---------------------------|----------------------------|------------------------|----------------------------|-----------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 株式会社訪問看護リハビリステーションyou too | （変更後） 上浮穴郡久万高原町久万535番地1 | 訪問看護リハビリステーション you too | （変更後） 上浮穴郡久万高原町久万535番地1 | 令和5年3月27日 |
| | （変更前） 上浮穴郡久万高原町久万261番地2 | | （変更前） 上浮穴郡久万高原町久万261番地2 | |

○愛媛県告示第717号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から主たる事務所の所在地及び介護予防事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中村時広

| 介護機関（介護予防事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防事業を行う事業所 | | 変更年月日 |
|---------------------------|----------------------------|------------------------|----------------------------|-----------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 株式会社訪問看護リハビリステーションyou too | （変更後） 上浮穴郡久万高原町久万535番地1 | 訪問看護リハビリステーション you too | （変更後） 上浮穴郡久万高原町久万535番地1 | 令和5年3月27日 |
| | （変更前） 上浮穴郡久万高原町久万261番地2 | | （変更前） 上浮穴郡久万高原町久万261番地2 | |

○愛媛県告示第718号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中村時広

| 名称 | 所在地 | 開設者 | | | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日 |
|-------------|--------------------|----------|---------------------|------------|---------------|----------|
| | | 氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 有津おかもと薬局 | 今治市伯方町有津甲2330番地2 | 有限会社岡本薬局 | 今治市伯方町有津甲2330番地2 | 代表取締役 岡本道周 | 精神通院医療（薬局） | 令和5年5月3日 |
| もより調剤薬局銀天街店 | 松山市湊町4丁目8番地12 1階2階 | 株式会社アイネ | 松山市此花町7番33号 TMCビル1F | 代表取締役 稲葉健介 | 精神通院医療（薬局） | 令和5年6月1日 |

○愛媛県告示第719号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中村時広

| 指定訪問看護事業者等 | | | 訪問看護ステーション | | | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日 |
|------------|----------------|-----------|----------------|----------------|--|---------------|----------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 名称 | 所在地 | | | |
| 合同会社きさらぎ | 松山市余戸南5丁目5番21号 | 代表社員 宮崎慎也 | 訪問看護ステーションきさらぎ | 松山市余戸南5丁目5番21号 | | 精神通院医療 | 令和5年6月1日 |

○愛媛県告示第720号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中村時広

| 名称 | 所在地 | | 担当する医療の種類 | 変更年月日 |
|-----------------|-------------------------------------|--------------------|-----------|----------|
| | 変更前 | 変更後 | | |
| 日本財団在宅看護センターしこく | 四国中央市三島中央5丁目13-2 ユーズフラット地上1階テナント1号室 | 四国中央市川之江町字井地山980番6 | 精神通院医療 | 令和5年5月1日 |

○愛媛県告示第721号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、宇和島市吉田町白浦地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用道路整備事業・高の平地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年6月19日から7月14日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所吉田支所

○愛媛県告示第722号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

南宇和郡愛南町岩水1191から1194まで、1196、1256から1266まで、1316、1317、1322

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩水1196・1256から1259まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以

上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第723号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量（令和5年3月愛媛県告示第324号）を次のとおり変更した。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中村時広

| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | 変更前 | 変更後 |
|--------|------------|-----------------|----------|
| | | 愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業 | 4月から6月まで |
| | 7月から9月まで | 1.0トン | 1.0トン |
| | 10月から12月まで | 1.0トン | 1.0トン |
| | 1月から3月まで | 3.0トン | 3.0トン |
| | 総計 | 10.0トン | 13.0トン |

○愛媛県告示第724号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量（令和5年5月愛媛県告示第555号）を次のとおり変更した。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中村時広

| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | |
|-----------------|-----------|-------|
| | 変更前 | 変更後 |
| 愛媛県くろまぐろ（大型魚）漁業 | 5.6トン | 2.6トン |

○愛媛県告示第725号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、愛媛県土木部道路都市局道路維持課及び東予地方局四国中央土木事務所、東予地方局今治土木事務所、中予地方局建設部、南予地方局大洲土木事務所、南予地方局八幡浜土木事務所、南予地方局西予土木事務所、南予地方局建設部、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中村時広

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

| 道路の種類 | 路線名 | 占用を制限する区域 |
|-------|----------|---|
| 県道 | 川之江大豊線 | 四国中央市金生町下分字板屋865番1地先から 同町下分字板屋870番2地先まで |
| 県道 | 宇和島停車場線 | 宇和島市錦町5000番3から 同町3000番12地先まで |
| 県道 | 中島環状線 | 松山市中島大浦1626番8から 同市中島大浦4764番地先まで |
| 県道 | 長浜中村線 | 大洲市中村字殿町558番10から 同市中村字殿町553番16まで |
| 県道 | 大島環状線 | 今治市宮窪町宮窪2823番2から 同町宮窪1293番2地先まで |
| 県道 | 大三島環状線 | 今治市大三島町宗方甲三宵山47番4から 同町宮浦5339番まで |
| | | 今治市上浦町井口5733番2地先から 同町井口5733番1地先まで |
| 県道 | 大平砥部線 | 伊予郡砥部町上原町274番5から 同町上原町78番3まで |
| 県道 | 串内子線 | 喜多郡内子町内子3770番2から 同町内子257番2まで |
| 県道 | 内子河辺野村線 | 喜多郡内子町内子257番2から 同町内子307番まで |
| 県道 | 川之江停車場線 | 四国中央市川之江町字密蔵坊2475番1地先から 同町字港通り4060番1地先まで |
| 県道 | 川之江港線 | 四国中央市川之江町字川原町西側1491番1地先から 同市川之江町字港通り4056番10地先まで |
| 県道 | 上分三島線 | 四国中央市中曾根町字下秋則501番1から 同市三島宮川四丁目字五反地891番4地先まで |
| 県道 | 伊予三島停車場線 | 四国中央市三島中央四丁目字井関1764番7地先から 同市三島中央四丁目字陣屋1855番2地先まで |
| 県道 | 今治停車場線 | 今治市北宝来町二丁目2番25から 同市別宮町二丁目1番11まで |
| 県道 | 菊間停車場線 | 今治市菊間町浜801番2から 同町浜131番まで |
| 県道 | 弓削島循環線 | 越智郡上島町弓削下弓削206番地先から 同町弓削下弓削1037番3まで |
| | | 越智郡上島町弓削下弓削1000番1地先から 同町弓削下弓削999番まで |
| 県道 | 横浜生名港線 | 越智郡上島町生名4219番2から 同町生名445番2まで |
| 県道 | 岩城環状線 | 越智郡上島町岩城60番から 同町岩城1427番2地先まで |
| 県道 | 大下白潟線 | 今治市関前岡村甲697番3地先から 同市関前岡村甲738番14地先まで |
| 県道 | 森松重信線 | 松山市森松町730番5地先から 同町529番2地先まで |
| 県道 | 久谷森松停車場線 | 松山市森松町529番2地先から 同町471番1地先まで |
| | | 伊予郡砥部町高尾田407番2から 同町高尾田394番2まで |
| 県道 | 伊予大洲停車場線 | 大洲市中村字宮ノ後226番6から 同市若宮字ソウザン521番2まで |
| 県道 | 鳥坂宇和線 | 西予市宇和町卯之町五丁目641番2から 同町卯之町五丁目365番3まで |
| 県道 | 内子停車場線 | 喜多郡内子町内子257番2から 同町内子1440番まで |
| 県道 | 八幡浜保内線 | 八幡浜市保内町宮内1番耕地251番2地先から 同町宮内1番耕地252番1地先まで |

| | | |
|----|--------|---------------------------------------|
| 県道 | 宇和島港線 | 宇和島市築地町二丁目1000番1から 同市寿町二丁目1000番まで |
| 県道 | 下鍵山松野線 | 北宇和郡鬼北町大字下鍵山94番1から 同町大字下鍵山94番1まで |
| 県道 | 広見吉田線 | 宇和島市三間町宮野下655番地先から 同町務田200番2まで |
| 県道 | 一本松城辺線 | 南宇和郡愛南町一本松3576番地先から 同町広見3621番2地先まで |
| 県道 | 岩城弓削線 | 越智郡上島町岩城64番から 同町生名4219番2まで |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年7月1日

○愛媛県告示第726号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、四国土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、路線測量、現地測量）
- 2 作業期間 令和5年6月5日から
8月31日まで
- 3 作業地域 宇和島市坂下津及び三浦東地内

○愛媛県告示第727号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市三芳土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年6月16日

愛媛県東予地方局長 客本 宗 嗣

退任

| 役員の種類 | 氏名 | 住所 |
|-------|------|--------------|
| 理事 | 曾我良男 | 西条市三芳1555番地1 |

○愛媛県告示第728号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市楠河土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年6月16日

愛媛県東予地方局長 客本 宗 嗣

就任

| 役員の種類 | 氏名 | 住所 |
|-------|------|----------------|
| 理事 | 江原二郎 | 西条市河原津甲238番地29 |
| " | 武田省二 | 西条市河原津甲476番地1 |

| | | |
|----|-------|---------------|
| " | 渡辺 泉 | 西条市河原津甲196番地 |
| " | 日浅 公之 | 西条市楠甲476番地1 |
| " | 村上 繁敏 | 西条市楠甲453番地2 |
| " | 村上 康久 | 西条市楠甲196番地4 |
| " | 川又 博範 | 西条市河原津甲395番地 |
| " | 楨 元貞 | 西条市河原津甲955番地 |
| " | 渡邊 清敏 | 西条市楠甲1720番地1 |
| " | 武田 弘文 | 西条市楠甲1420番地1 |
| " | 村上 典夫 | 西条市楠甲88番地 |
| " | 阿部 勝房 | 西条市河原津甲504番地1 |
| " | 松木 時政 | 西条市河原津甲86番地5 |
| 監事 | 森川 輝久 | 西条市楠甲1539番地1 |
| " | 川又 達也 | 西条市河原津甲129番地 |

退任

| 役員の種類 | 氏名 | 住所 |
|-------|-------|----------------|
| 理事 | 江原二郎 | 西条市河原津甲238番地29 |
| " | 莖田洋二 | 西条市河原津甲940番地1 |
| " | 森川 實 | 西条市楠甲1699番地2 |
| " | 三宅 哲明 | 西条市河原津甲541番地2 |
| " | 丹下 光兼 | 西条市楠甲88番地 |
| " | 武田 省二 | 西条市河原津甲476番地1 |
| " | 武田 泰志 | 西条市楠甲1417番地3 |
| " | 渡邊 孝雄 | 西条市楠甲1485番地2 |
| " | 村上 繁敏 | 西条市楠甲453番地2 |
| " | 原 讓二 | 西条市楠乙454番地22 |
| " | 渡辺 泉 | 西条市河原津甲196番地 |
| " | 日浅 公之 | 西条市楠甲476番地1 |
| " | 村上 康久 | 西条市楠甲196番地4 |
| 監事 | 阿部 勝房 | 西条市河原津甲504番地1 |
| " | 松木 時政 | 西条市河原津甲86番地5 |

○愛媛県告示第729号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、

西条市楠河土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年6月16日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

○愛媛県告示第730号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、伊予郡砥部町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年6月16日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|-----------|------------------|
| 理 事 | 正 岡 修 平 | 伊予郡砥部町大南2167番地 |
| " | 二ノ宮 五 月 | 伊予郡砥部町大南1540番地 |
| " | 村 上 和 広 | 伊予郡砥部町大南1843番地 5 |
| " | 小 西 眞佐夫 | 伊予郡砥部町大南377番地 |
| " | 土 居 道 晴 | 伊予郡砥部町岩谷口540番地 |
| " | 中 塚 卓 二 | 伊予郡砥部町岩谷28番地 |
| " | 西 岡 龍 一 | 伊予郡砥部町大平552番地 |
| " | 佐 野 恵 美 | 伊予郡砥部町万年481番地 1 |
| " | 大 内 建 作 | 伊予郡砥部町外山24番地 |
| " | 石 司 正 勝 | 伊予郡砥部町外山400番地 |
| " | 前 田 隆 造 | 伊予郡砥部町五本松123番地 |
| " | 石 田 慎 一 | 伊予郡砥部町北川毛930番地 |
| " | 東 貴 之 | 伊予郡砥部町七折220番地 1 |
| " | 穂 積 修 平 | 伊予郡砥部町川井1833番地 |
| " | 大 内 廣 志 | 伊予郡砥部町千足104番地 1 |
| " | 徳 野 重 友 | 伊予郡砥部町原町148番地 |
| " | 相 原 伸 啓 | 伊予郡砥部町高尾田447番地 |
| " | 白 潟 泰 | 伊予郡砥部町三角180番地 |
| " | 田 中 和 広 | 伊予郡砥部町拾町218番地 |
| " | 河 原 英 樹 | 伊予郡砥部町重光220番地 |
| " | 重 松 健 吉 | 伊予郡砥部町八倉276番地 2 |
| " | 坂 本 美 登 利 | 伊予郡砥部町外山455番地 |
| 監 事 | 上 野 一 郎 | 伊予郡砥部町宮内730番地 |
| " | 門 田 秀 一 | 伊予郡砥部町麻生202番地 |
| " | 政 岡 英 俊 | 伊予郡砥部町北川毛398番地 1 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|--------------|
| 理 事 | 中 岡 重 樹 | 伊予郡砥部町岩谷28番地 |

○愛媛県告示第732号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| | | |
|-----|---------|------------------|
| " | 二ノ宮 五 月 | 伊予郡砥部町川登293番地 |
| " | 長 岡 孝 充 | 伊予郡砥部町万年481番地 1 |
| " | 中 村 茂 久 | 伊予郡砥部町外山88番地 |
| " | 中 塚 卓 二 | 伊予郡砥部町外山400番地 |
| " | 松 村 英 夫 | 伊予郡砥部町五本松423番地 1 |
| " | 佐 野 恵 美 | 伊予郡砥部町北川毛930番地 |
| " | 青 木 廣 行 | 伊予郡砥部町七折220番地 |
| " | 石 司 正 勝 | 伊予郡砥部町川井1560番地 |
| " | 仲 田 恵 介 | 伊予郡砥部町千足104番地 1 |
| " | 石 田 慎 一 | 伊予郡砥部町大南1949番地 |
| " | 東 洋 二 | 伊予郡砥部町宮内367番地 |
| " | 松 村 昇 二 | 伊予郡砥部町上原町 8 番地 |
| " | 大 内 廣 志 | 伊予郡砥部町大南802番地 |
| " | 正 岡 英 司 | 伊予郡砥部町高尾田447番地 |
| " | 宮 内 正 彦 | 伊予郡砥部町麻生118番地 |
| " | 相 原 伸 啓 | 伊予郡砥部町三角181番地 |
| " | 柳 田 清 勝 | 伊予郡砥部町拾町190番地 |
| " | 土 居 英 昭 | 伊予郡砥部町大南1540番地 |
| " | 二 宮 敬 介 | 伊予郡砥部町八倉293番地 |
| " | 相 原 彰 志 | 伊予郡砥部町岩谷37番地 |
| " | 金 子 武 | 伊予郡砥部町岩谷口408番地 |
| 監 事 | 樋 口 泰 幸 | 伊予郡砥部町川井1553番地 |
| " | 小 西 眞佐夫 | 伊予郡砥部町大南377番地 |
| " | 矢 野 勝 利 | 伊予郡砥部町重光426番地 |

○愛媛県告示第731号

松山市祝谷土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年6月16日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 松山市祝谷土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 松山市祝谷土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

令和5年6月19日から令和5年7月14日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|---------------------------------|-----------|
| 県道 | 伊予松山港線 | 松山市北吉田町1227番35から 同町1227番11まで | 令和5年6月16日 |

○愛媛県告示第733号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年6月16日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

| 検査済証の番号及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|------------------------|---------------------------|----------------------|
| 5中局建（開）第8号 令和5年6月6日 | 伊予市宮下字於竹川1667番4 | 伊予市宮下5番地1 脇 田 浩 輝 |

○愛媛県告示第734号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年6月16日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

| 事業者番号 | 指定障害福祉サービス事業者 | | | 指定障害福祉サービスの種類 | 廃止に係る指定障害福祉サービス事業所 | | 廃止年月日 |
|------------|-------------------|---------------------|--------|---------------|--------------------|---------------------|-----------|
| | 氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名称 | 所在地 | |
| 3811400146 | 社会福祉法人西予市野城総合福祉協会 | 愛媛県西予市野村町野村12号446番地 | 別 宮 静 | 居宅介護 | ヘルパーステーションハート | 愛媛県西予市野村町野村8号479番地1 | 令和5年3月31日 |
| 3811400146 | 社会福祉法人西予市野城総合福祉協会 | 愛媛県西予市野村町野村12号446番地 | 別 宮 静 | 重度訪問介護 | ヘルパーステーションハート | 愛媛県西予市野村町野村8号479番地1 | 令和5年3月31日 |
| 3811400146 | 社会福祉法人西予市野城総合福祉協会 | 愛媛県西予市野村町野村12号446番地 | 別 宮 静 | 行動援護 | ヘルパーステーションハート | 愛媛県西予市野村町野村8号479番地1 | 令和5年3月31日 |
| 3811400146 | 社会福祉法人西予市野城総合福祉協会 | 愛媛県西予市野村町野村12号446番地 | 別 宮 静 | 同行援護 | ヘルパーステーションハート | 愛媛県西予市野村町野村8号479番地1 | 令和5年3月31日 |

○愛媛県告示第735号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 診断する身体障害の種類 | 診療科名 | 病院又は診療所の名称 | 医師氏名 | 同左所在地 | 指定年月日 |
|------------------------|-------|-------------------|---------|-----------------|----------|
| 視 覚 障 害 | 眼 科 | 国立大学法人愛媛大学医学部附属病院 | 井戸田 聡 | 東温市志津川 | 令和5年6月1日 |
| 視 覚 障 害 | 眼 科 | 国立大学法人愛媛大学医学部附属病院 | 福 本 健 | 東温市志津川 | 令和5年6月1日 |
| 聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害 | 耳鼻咽喉科 | 国立大学法人愛媛大学医学部附属病院 | 入 船 悠 樹 | 東温市志津川 | 令和5年6月1日 |
| 平衡・音声・言語・そしゃく機能障害 | 耳鼻咽喉科 | 国立大学法人愛媛大学医学部附属病院 | 狩 野 拓 也 | 東温市志津川 | 令和5年6月1日 |
| 平衡・音声・言語・そしゃく機能障害 | 耳鼻咽喉科 | 国立大学法人愛媛大学医学部附属病院 | 林 知 樹 | 東温市志津川 | 令和5年6月1日 |
| 平衡・音声・言語・そしゃく機能障害 | 耳鼻咽喉科 | 国立大学法人愛媛大学医学部附属病院 | 丸 山 諒 | 東温市志津川 | 令和5年6月1日 |
| 肢体不自由、呼吸器機能障害 | 小 児 科 | 公立学校共済組合四国中央病院 | 平 井 洋 生 | 四国中央市川之江町2233番地 | 令和5年6月1日 |

| | | | | | |
|---------------|------------|-----------------------|-------|-----------------|----------|
| 肢体不自由 | 整形外科 | 住友別子病院 | 山内太郎 | 新居浜市王子町3番1号 | 令和5年6月1日 |
| 肢体不自由 | 整形外科 | 住友別子病院 | 徳田貴大 | 新居浜市王子町3番1号 | 令和5年6月1日 |
| 肢体不自由 | 整形外科 | 独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院 | 関谷大 | 宇和島市賀古町二丁目1番37号 | 令和5年6月1日 |
| 肢体不自由 | リハビリテーション科 | 独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院 | 末松駿之介 | 宇和島市賀古町二丁目1番37号 | 令和5年6月1日 |
| 肢体不自由、呼吸器機能障害 | 小児科 | なのはなこども医院 | 米澤早知子 | 伊予市下吾川1002番1 | 令和5年6月1日 |
| 肢体不自由 | 整形外科 | 西予市立西予市民病院 | 畠山翔 | 西予市宇和町永長147番地1 | 令和5年6月1日 |

○愛媛県告示第736号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中村時広

| 医師氏名 | 旧所在地 | | 新所在地 | | 変更年月日 |
|------|---------------|----------------|-------------------|----------------|-----------|
| | 病院又は診療所の名称 | 同左所在地 | 病院又は診療所の名称 | 同左所在地 | |
| 久米達彦 | 愛媛県立今治病院 | 今治市石井町四丁目5番5号 | 西予市立西予市民病院 | 西予市宇和町永長147番地1 | 令和5年4月1日 |
| 原田雅光 | 愛媛県立今治病院 | 今治市石井町四丁目5番5号 | 消化器科久保病院 | 今治市内堀一丁目1番19号 | 令和5年5月1日 |
| 盛實勲 | 西条中央病院 | 西条市朔日市804番地 | もりざね耳鼻咽喉科 | 西条市樋之口436番地12 | 令和5年4月18日 |
| 窪田真志 | 西予市立野村病院 | 西予市野村町野村9号53番地 | 西予市立西予市民病院 | 西予市宇和町永長147番地1 | 令和5年4月1日 |
| 矢島知里 | 愛媛県立子ども療育センター | 東温市田窪2135番地 | 国立大学法人愛媛大学医学部附属病院 | 東温市志津川 | 令和3年4月1日 |

○愛媛県告示第737号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中村時広

| 診断した身体障害の種類 | 診療科名 | 病院又は診療所の名称 | 医師氏名 | 同左所在地 | 届出年月日 |
|---|---------------|-----------------|------|----------------|-----------|
| 肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害 | 外科 | 医療法人徳洲会宇和島徳洲会病院 | 米満侯宏 | 宇和島市住吉二丁目6番24号 | 令和5年5月8日 |
| 肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害 | 外科 | 医療法人徳洲会宇和島徳洲会病院 | 梅本覚司 | 宇和島市住吉二丁目6番24号 | 令和5年5月8日 |
| 肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害 | 外科 | 医療法人徳洲会宇和島徳洲会病院 | 保坂征司 | 宇和島市住吉二丁目6番24号 | 令和5年5月8日 |
| 肢体不自由、平衡・音声・言語・そしゃく・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害 | 内科・リハビリテーション科 | 医療法人徳洲会宇和島徳洲会病院 | 貞島博道 | 宇和島市住吉二丁目6番24号 | 令和5年5月10日 |

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争

議行為を行う旨の通知が令和5年6月6日あったので公表する。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事件 2023年度夏季一時金・その他に関する事項
- 2 日時 2023年6月17日正午以降本問題が完全解決に至る間

3 場所

| | |
|------------|------------------|
| 法 人 名 | 所 在 地 |
| 一般財団法人 創精会 | 松山市美沢1 - 10 - 38 |

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公 告

クリーニング師試験の施行について

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定による令和5年度クリーニング師試験を次のとおり施行する。

令和5年6月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時

令和5年9月7日（木）午前9時

2 試験の場所

(1) 学科試験

松山市三番町7丁目6 - 9 愛媛県薬剤師会館

(2) 実地試験

松山市三番町7丁目6 - 9 愛媛県薬剤師会館

3 受験願書の提出期間

令和5年7月24日（月）から8月7日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第9号

愛媛県確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月16日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

愛媛県確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県確認事務の委託の手續等に関する規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>様式第3号（第2条関係）</p> <p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(3) 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>(6) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第9号（第7条関係）</p> <p>(表) 省略</p> <p>(裏) 省略</p> <p>省略</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わ</p> | <p>様式第3号（第2条関係）</p> <p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(3) 集团的に、又は常習的に愛媛県確認事務の委託の手續等に関する規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第6号）第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>(6) 心身の障害により確認事務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第9号（第7条関係）</p> <p>(表) 省略</p> <p>(裏) 省略</p> <p>省略</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わ</p> |

り、又は 執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(4) 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第3号各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

(5)～(8) 省略

様式第14号（第12条関係）

省略

(1)・(2) 省略

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(4)～(8) 省略

省略

注 省略

り、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(4) 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第23号）第3号各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

(5)～(8) 省略

様式第14号（第12条関係）

省略

(1)・(2) 省略

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(4)～(8) 省略

省略

注 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和5年6月16日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,125,545
(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,511
(3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 240,694

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

Table with 3 columns: 選挙区別, 選挙権を有する者の総数, 同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

Table with 3 columns: 市郡, 選挙権を有する者の総数, 同左の3分の1の数